

# 令和8年度『花いっぱい市民活動助成』のご案内

## 1. 事業の概要

千葉市では皆さんのが住んでいる地域を“花いっぱい”にするため、花壇の活動団体に年に2回、花苗の配付を行っています。

活動場所の違いにより、“にぎわい花壇”と“街なか彩りガーデン”的2つの事業があり、皆さんの花壇状況に合わせた事業に登録し、花苗を配付します。

事業名	にぎわい花壇	街なか彩りガーデン	
		小規模	大規模
活動場所	公園・公共施設・ 公共性の高い民有地・ 沿道部など(プランターも可)	街路樹マス(歩道部) (植付面積が25m <sup>2</sup> 未満又は25m <sup>2</sup> 以上 だが、配付数160株未満の場合)	街路樹マス(歩道部) (植付面積が25m <sup>2</sup> 以上で、 配付数160株以上を希望 する場合)
配付種類・株数 (1回あたりの上限数)	3種類、65株	3種類、160株	2種類、250株
上記のうち多年草を 選ぶ場合	20株まで	50株まで	多年草は 選択できません
花苗配付方法	千葉市園芸協会(農政センター)、中央・美浜公園緑地事務所、 ふるさと農園のうち指定された会場にて、指定の日時に配付 します。		指定日に 指定場所へ配達します。

## 2. 申請方法

### (1) 提出書類

#### ① 令和7年度に配付を受けた場合

- ・花の継続申請書(様式第2号)

#### ② 新規または①以外の場合(以前申請したが、令和7年度は配付を受けていない場合)

- ・花の申請書(様式第1号)
- ・花壇の場所の地図(添付-1)
- ・活動場所の利用許可書の写し



花のあふれるまちづくり  
シンボルキャラクター  
「ちはなちゃん」

### (2) 提出書類提出先(郵送、FAX、Eメール、電子申請、持参のいずれか)

千葉市都市局公園緑地部緑政課 緑と花の推進室

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所本庁舎高層棟4階

開庁時間: 月曜日から金曜日の午前9時から午後5時まで

(祝休日・12月29日から1月3日を除く)

・TEL: 043-245-5775 ・FAX: 043-245-5885

・Eメール [hanakatsu@city.chiba.lg.jp](mailto:hanakatsu@city.chiba.lg.jp)

・電子申請は、左記の「市HPのQRコード」からご利用ください。➡



<市HPのQRコード>

### 3. 令和8年度配付花苗の種類及び配付(配送)時期(予定)について

#### (1)配付(配送)時期(予定)

	にぎわい花壇／街なか彩りガーデン(小規模)	街なか彩りガーデン(大規模)のみ
春	5月16日(土) 中央・美浜公園緑地事務所／ 千葉市園芸協会直売所(農政 センター内) 9:00～12:00	5月1日(金)～5月10日(日)の指定日時
秋	11月14日(土) ふるさと農園 10:00～13:00	10月30日(金)～11月8日(日)の指定日時

\*配付日時については、変更となる場合があります。

\*配布または配送の詳細は各回、配付1～2か月前に、「花の通知書」にてお知らせします。

#### (2)花苗の種類

春	一年草	
	マリーゴールド／サルビア(赤)／サルビア(青)／ペチュニア	
秋	多年草	一年草
	シロタエギク ※街なか彩りガーデン(大)は選べません。	ビオラ／パンジー／ノースポール

\*種類と数量をお選びください。指定の無い場合、千葉市にて選定します。

\*配付する花苗等の種類、数量は、生育不良や天災等の影響でやむを得ず調整させていただく場合があります。

### 4. 申請にあたっての注意事項

・活動場所について ※必ずご確認ください。

公園や歩道上などを利用する場合、または、活動メンバー以外の私有地を使用する場合等には活動場所の利用許可を得てください。許可を得ていない場所(得られない場所、利用期限切れを含む)での活動に対しては花苗の助成ができません。

■市が管理する公園での花壇づくり →当該区域を管理する公園緑地事務所

■市が管理する歩道・街路樹枠での花壇づくり →当該区域を管理する土木事務所

■その他許可の必要な場所 →各管理者、所有者の許可を得てください。



#### 【問合せ先】

千葉市 緑政課 緑と花の推進室

電話:043-245-5775 FAX:043-245-5885

メール:hanakatsu@city.chiba.lg.jp